

事務連絡第18号

令和2年7月28日

都道府県臨床（衛生）検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長職務代行
代表理事副会長 横地 常広

検体採取等に関する厚生労働省指定講習会の受講受付開始について（ご案内）

謹啓 貴会には益々ご繁栄のことと存じます。

平素は、日臨技の事業活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。）等の改正により、平成27年4月1日から臨床検査技師においても検体採取が実施できることとされた。平成27年4月1日において、現に臨床検査技師の免許を受けている者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受けなければならないとされており、指定研修会については、日臨技において、厚生労働省地方厚生局所在地（四国支所、沖縄分室を含む）の9箇所を5年間を目途に開催することとし、平成27年1月に東京都での開催を皮切りに令和元年12月までの開催で延べ229回、59,965人が受講されました。

なお、本講習会については、新型コロナウイルス感染症の発生から中止としていますが、病院、診療所に勤務している約3割弱が受講していない状況であります。

今般の新型コロナウイルス感染症が発生している状況に鑑み、今後、他の流行性感染症を含む、さらなる感染拡大に対応する検査体制の強化のため、普段従事する業務において検体採取を行う予定がない臨床検査技師においても、特段の理由がある場合を除き、全ての臨床検査技師において、予め指定研修を受講するよう、令和2年6月2日厚生労働省医政局医事課長から各都道府県医務主管部局長あて通知されたことから、本講習会の重要性に鑑み、11月に東京都において再開することとし、当会ホームページにて受講受付を開始いたしました。

未受講者の会員に受講を促し、会員全員が受講されますよう、周知徹底並びに関係者への協力の要請方宜しくお願いいたします。

謹白

担当連絡先

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7

TEL 03-5767-5541 FAX 03-3768-6722

Email : kentaisaisyu3@jamt.or.jp

代表理事副会長 丸田秀夫 事務局 山内優子